

しろさとスマイルタクシー「のってく」 新たな公共交通事業「自家用有償旅客運送 (交通空白地有償運送)」をご利用ください

近隣市町の病院(医療機関)への移動手段を確保するため、10月1日から運行内容を変更し、新たな公共交通事業である自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)を実施します。

自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)とは、道路運送第78条第2号の規定に基づき、国土交通省の許可を受けて実施するものです。バス・タクシーなど従来の公共交通機関だけでは、十分な移動サービスが確保されない場合において、必要な安全上の措置を講じた上で、市町村やNPO法人等が自家用車(白ナンバー)を用いて有償で提供する運送サービスです。

今後も利用状況や需要動向等を踏まえ、運行内容について検証していきます。ご理解ご協力をお願いします。

利用対象者

町内に住所を有する65歳以上の自動車運転免許を保有していない方

町内に住所を有する病氣、ケガ、妊娠等の事情により自動車の運転や公共交通機関の利用が困難である方(18歳以下は対象外とする)

運行台数

2台

運行区域

町外(水戸市、笠間市、常陸大宮市、茨城町)の29か所の病院

【水戸市】水戸赤十字病院、水戸済生会総合病院、水戸協同病院、誠潤会水戸病院、北水会記念病院、大久保病院、水府病院、志村病院、わたり耳鼻咽喉科クリニック、かなやま耳鼻咽喉科クリニック、小沢眼科内科病院、小沢眼科内科病院五軒町診療所、林眼科、勝又眼科クリニック、くらのクリニック、水戸ブレインハートセンター、脳神経外科山田醫院、柳澤クリニック、石渡産婦人科病院、江幡産婦人科病院、植野産婦人科医院

【笠間市】茨城県立中央病院、笠間耳鼻咽喉科、小沢眼科内科病院友部診療所、笠間眼科

【常陸大宮市】常陸大宮済生会病院、志村大宮病院、小沢眼科内科病院大宮診療所

【茨城町】水戸医療センター

運行日・運行時間

平日／午前9時から午後5時まで

※土・日・祝および12月29日～1月3日は運行しない

利用方法

利用日の1か月前から1週間前までに、お電話での申込み

※利用予約前に事前登録が必要

利用料金

自宅から通院している病院まで、または病院から自宅まで

距離制で、1kmあたり100円(例：片道15kmの病院の場合1,500円)



【事前登録、利用 予約に関する問合せ】

城里町社会福祉協議会事務局 ☎ 029-288-7013

【自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)に関する問合せ】

城里町役場まちづくり戦略課 ☎ 029-288-3111(内線227)

犬・猫の飼い主のみなさまへ 10月は「飼い主マナー向上推進月間」です

町では、動物の愛護と適正な飼養の普及啓発のため、10月を「飼い主マナー向上推進月間」と定めています。飼い主のルールとマナーを守り、人とペットが幸せに暮らせる町を目指しましょう。

犬の放し飼いはやめましょう

犬の放し飼いは、県の条例で禁止されています。かみつきの事故や交通事故などの原因となるため、必ずリードでつなぎ、放さないようにしましょう。

フンは必ず後始末をしましょう

犬や猫の排泄物の始末は、飼い主の義務になっています。ハエや悪臭が発生する原因となるため、放置せずに処理を行いましょう。

犬・猫は責任を持って飼いましょう

どんな動物にも大切な命があります。最後まで責任を持って飼いましょう。また、ペットの望まない出産を防ぐために、避妊去勢手術を受けましょう。

野良猫に餌やりをしないようにしましょう

野良猫に餌付けをすると、繁殖を促すことになり、不幸な命を増やすことに繋がります。「かわいそうだから」という理由で、餌付けをしないようにしましょう。



【問合せ】 町民課 環境衛生グループ ☎ 029-288-3111(内線 111)

本人通知制度のご案内

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した際に、その交付した事実について本人に知らせをする制度です。

この制度を利用することで、住民票の写し等の不正請求及び不正取得の早期発見につながるとともに、委任状の偽造や不必要な身元調査等の未然防止など、個人の権利侵害が防止されることが期待されます。

なお、この制度の利用には登録申請が必要です。詳しくは、町ホームページをご覧ください。か、町民課窓口までお問い合わせください。

【問合せ】 町民課 戸籍住民グループ ☎ 029-288-3111(内線 114～116)

令和8年度 第3回地域計画変更申出および第2回農業振興地域 整備計画変更(編入・除外)申請の受付について

令和5年4月に改正された農業経営基盤強化促進法により、町では令和7年3月に地域計画が策定されました。地域計画の対象農地を農地以外の目的で利用する場合は、地域計画の変更が必要になります。また地域計画変更後は、これまでどおり農振農用地域内の農地を農地以外の目的で利用する場合などは、農業振興地域の変更手続きが必要です。町では手続き期間の短縮のために、いずれの申請についても同時に受け付けます。地域計画や農業振興地域の対象農地や申請様式等については、農業政策課までお問い合わせください。

受付期間

10月7日(水)～26日(月) ※平日のみ

【申請先・問合せ】 農業政策課 ☎ 029-288-3111(内線 251)

町戦没者追悼式を執り行います

先の大戦における戦没者を追悼し、恒久平和を祈念するため、「令和8年度 城里町戦没者追悼式」を執り行います。

日 時 10月27日(火) 午前10時から
場 所 コミュニティセンター城里 ホール
対 象 戦没者並びに戦災等による死没者の遺族

【問合せ】 健康福祉課 ☎ 029-353-7265(直通)

不動産取得税のお知らせ

不動産取得税とは？

不動産を取得したときにかかる県の税金です。

- ・土地→売買、贈与、交換など
- ・家屋→建築(新築、増築、改築)、売買、贈与、交換など

不動産を取得したときは、申告が必要です

不動産を取得した方は、取得した日から60日以内に、「不動産取得申告(報告)書」を城里町税務課または水戸県税事務所へ提出してください。

ただし、不動産を取得した日から60日以内に不動産登記法に規定する登記(表示に関する登記又は所有権の登記)を申請した場合には、申告書の提出は不要です。

納税額

税額＝不動産の価格×税率(土地と住宅：3%、住宅以外の家屋：4%)

不動産の価格→市(町)の固定資産課税台帳に登録されている価格

軽減措置等

住宅や住宅用土地を取得した場合などで、一定の要件を満たしていれば、申請により軽減措置や納税の猶予を受けることができます。

【問合せ】 水戸県税事務所 課税第二課 水戸市柵町 1-3-1
☎ 029-221-4820
🌐 <https://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>



◀ 詳細はこちら

生活保護追加給付のお知らせ

平成25年の生活扶助基準の見直しに関する最高裁判決をふまえ、平成25年8月から令和8年3月までの間に生活保護を受給されていた世帯を対象に、追加給付を行います。(現在受給されていない方も対象となります。)

- ◆現在受給中の方で、平成25年8月以降から現在まで継続して受給されている場合、申出の必要はありません。
- ◆平成25年8月以降、現在受給されている期間とは別に、生活保護を受給されていたことがある場合や、現在受給されていない方は、申出が必要となります。

申出期間

令和8年8月1日～令和9年7月31日

申出窓口

茨城県福祉部 福祉人材・指導課 追加給付担当(水戸市笠原町 978 番 6)

☎ 029-301-2294

※申出の前に、まずは相談センターにご相談ください。

【問合せ】 追加給付 相談センター ☎ 0120-179-445

城里町の史跡と文化財めぐり —黄門様の城里漢詩・和歌紀行—

茨城県埋蔵文化財センター・城里町・城里町教育委員会・茨城県教育財団との共催で、今年度は、城里町に残る水戸黄門こと徳川光圀の史跡をバスと徒歩で巡ります。そこには光圀の風流な心を詩歌によせたものがたくさん残っており、町では郷土の誇りとして大切に保存、顕彰してきました。これら光圀ゆかりの史跡を巡りながら、身近な地域の歴史を見つめ直し、地域の良さを再認識することができるバスツアーが開催されます。

日 程 12月20日(日) 荒天中止

内 容 薬師寺、金剛院跡光圀歌碑、大森家「萬歳藤」、宝幢院などを巡ります。

集合場所 茨城県埋蔵文化財センター「いせきぴあ茨城」(城里町北方 1481)

定 員 25名(小学生以下は保護者同伴)

参 加 費 無料

(昼食は各自ご用意ください。場所は、茨城県埋蔵文化財センターを予定しています。)

申込方法 「WEB 申込」または「往復はがき」でお申し込みください。



【申込先・問合せ】 茨城県埋蔵文化財センター「いせきぴあ茨城」 ☎ 029-289-3300

▲申込みはこちら

参加者募集

令和8年度 第22回城里町民ゴルフ大会を開催します

主催 城里町ゴルフ連盟 **後援** 城里町教育委員会、城里町スポーツ協会

今年で22回目の城里町民ゴルフ大会を開催します。皆さまお誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

日 時 11月10日(火) 午前8時 トップスタート

場 所 桂ヶ丘カントリークラブ(錫高野 1155) ☎ 029-289-2411

競技方法 前半9ホールの新ベリア方式(プレーは18H ラウンド)

参 加 費 1,000円(参加賞その他賞品あり)

プレー費 6,780円(諸経費・食事付) ※当日ゴルフ場でお預かりします。

参加資格 城里町民および城里町内の事業所等に勤務の方

参加定員 先着25組、100名(定員になり次第締切)

参加申込 二次元コードからお申込みをするか、参加申込書を持参またはFAXしてください。

【参加申込書の提出先】

水曜および第4木曜以外／コミュニティセンター城里(1階事務室)

水曜および第4木曜／城里町教育委員会(コミュニティセンター城里3階)

※午前9時から午後5時まで受け付けております。

【FAX 番号】

029-288-7006

申込期限 10月26日(月)



▲申込みはこちら

令和8年度 第22回城里町民ゴルフ大会 参加申込書

令和8年 月 日

代表者 氏 名 携帯電話 — —

住 所 城里町

※申込者が複数の場合は、申込者全員の氏名をお書きください。※部数が足りない場合はコピーして利用ください

氏 名 男・女 年齢 住所

氏 名 男・女 年齢 住所

氏 名 男・女 年齢 住所

部数が足りない場合はコピーしてください

【問合せ】 教育委員会事務局 ☎ 029-288-3135

令和8年度「城里町公民館美術展」を開催します

園児や小・中学生、一般の方(定期講座・サークル等)の作品を展示する公民館美術展を次の日程で開催します。無料体験もありますので、ぜひお越しください。

【常北公民館 10月24日(土)～25日(日)】

- ・「ディンプルアート・マグネット缶作り」(10月24日 午前10時～先着40名)
- ・お茶席(10月25日 午前9時～先着100名) ※自身でお茶をたてていただくこともできます。ぜひこの機会にチャレンジしてみませんか?
- ・しろさと郷土検定(10月25日 午前11時～参加賞なくなり次第終了)

【桂町民センター 10月31日(土)～11月1日(日)】

- ・「バルーンアート体験」(10月31日 午前10時～先着30名)
- ・「プラントドール作り」(11月1日 午前10時～先着20名)

【七会町民センター 11月7日(土)～8日(日)】

- ・「押し花作品作り」11月8日(日)
- ①午前10時～11時30分 ②午後1時～2時30分(各回先着20名)

開催期間(全館共通)

土曜日：午前9時～午後5時

日曜日：午前9時～午後3時

【問合せ】 常北公民館 ☎ 029-288-5575

ちいすけイバラキ(城里町) 介護助手養成講座参加者募集

介護予防や介護保険制度などを学び、ちいすけ(ちいきの助っ人の略)として介護現場をサポートしてみませんか。

- 日 時 11月13日(金)午前10時～午後4時
(受付午前9時45分～)
- 場 所 城里町役場 本庁舎 3階 304 会議室
(石塚 1428-25)
- 対 象 者 興味のある方ならどなたでも可
- 定 員 20名 ※先着順
- 参 加 費 無料
- 持 ち 物 筆記用具、昼食、飲み物
- 申込方法 電話または二次元コードから



▲申込みはこちら

【申込先・問合せ】

茨城県社会福祉協議会(茨城県福祉人材センター)
☎ 029-244-4544



みんなのチカラで地域を元気に

介護助手 養成講座



常北公民館 1 日講座 料理倶楽部 ～ビーフシチューと生地から作る本格ピザを作るう～

開催日 11月29日(日)
時間 午前9時30分～午後1時30分
場所 常北公民館 調理室
講師 鈴木 三智 先生
募集定員 16名
対象者 町内に在住または通勤されている方
参加費 3,000円
持ち物 エプロン・三角巾・マスク・飲み物・持ち帰り用容器
申込期間 11月3日(火)～21日(土)
 午前9時～午後5時 ※月曜日を除く
申込方法 申込書に記入のうえ、常北公民館窓口に参加費を添えてお申込みください。電話での受付はいたしません。申込みは先着順とし、定員になり次第、締め切りとなります。

【問合せ】 常北公民館 ☎ 029-288-5575

常北公民館 1 日講座 懐メロ♪ソングでいきいきダンス教室 楽しく体を動かしましょう♪

開催日 11月23日(月)
時間 午前10時～11時30分
場所 常北公民館 2階 トレーニング室
講師 谷田部 あゆみ 先生
募集定員 20名
対象者 町内に在住または通勤されている方
参加費 無料
持ち物 動きやすい服装、室内運動靴、汗拭きタオル、飲み物
申込期間 11月3日(火)～21日(土)
 午前9時～午後5時 ※月曜日を除く
申込方法 申込書に記入のうえ、常北公民館窓口にお申込みください。電話での受付はいたしません。申込みは先着順とし、定員になり次第、締め切りとなります。

【問合せ】 常北公民館 ☎ 029-288-5575



町長コラム

福祉タクシー「のってく」での 通院が使いやすくなりました！

町のお財布事情など、町長が町民の皆さまへお伝えしたいことを掲載していきます。

城里町が独自に運営する福祉タクシー「のってく」は、有償ボランティア運転手に支えられて、民間タクシーの3分の1以下の料金が町外の病院に行くことができます。例えば、石塚から水戸済生会病院まで民間タクシーで5,000円以上かかるところ、「のってく」を利用すれば、1,500円程度で済みます。

さて、これまで「のってく」を利用するには、運転免許を保有していないことが条件となっていました。そのため、「まだ若いので運転免許は返納していないけれど、大けが・病気などで一時的に自動車が運転できない人」については、「のってく」が利用できないという課題がありました。病気が治るまでの通院のタクシー代に十数万円かかったという事例も聞きました。そこで、城里町は10月1日から制度改正を行い、このような「けが・病気等で一時的に自動車が運転できない人」についても、「のってく」を利用できるようにしました。城里町が要望した制度改正を許可して頂いた国土交通省の皆様に感謝を申し上げます。病院の少ない城里町だからこそ、病院への交通手

段に困ることがないように、「のってく」の制度改正を続けます。そして、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる「福祉の充実した城里町」を実現していきます。

(「のってく」の利用に関する詳細は、9ページの記事もご確認ください。)



▲のってく